

公 示

一般貸切旅客自動車運送事業の許可の効力が失われたことに係る公示	・・・	2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	・・・	3

公 示

◎一般貸切旅客自動車運送事業の許可の効力が失われたことに係る公示

下記の者の、一般貸切旅客自動車運送事業の許可については、当該許可の有効期間の満了日の経過をもって、その効力が失われたので公示する。

令和7年10月22日 関東運輸局長 藤田 礼子

○事業者名	有限会社 協和観光バス
住所	茨城県北茨城市関南町関本下958番地1
許可年月日	平成12年10月20日
有効期間の満了日	令和7年10月20日

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和7年10月30日 関東運輸局長 藤田 礼子

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

25B31号 株式会社 エフ&エフ

1. 令和7年9月30日
2. 千葉地区(旧千葉県B地区)
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗時間及び加算時間を15分に短縮する。

(ア) 普通車 上限運賃